平成２６年（フ）第３４号
青森県青森市浪岡大字女鹿沢字平野53番地１
破産者　木村　俊之
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１１２号
青森県弘前市大字小比内５丁目12番地５
破産者　川村　詩織
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１２６号
青森県弘前市大字高田１丁目11番地７
破産者　齊藤　光世
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第５６号
山形県鶴岡市海老島町16番50―１号
破産者　長谷川豊作
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第２５２号
群馬県前橋市川曲町333番地１　ハイツグロリア103号
破産者　竹渕　捷次
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１４７号
千葉県旭市ロの810番地23
破産者　大熊　秀範
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第２１４５号
川崎市中原区上丸子山王町１丁目1434番地エーペックス新丸子202、開始決定時の住所横浜市保土ケ谷区境木本町８番18号
破産者　尾野　　徹
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２４号
横浜市磯子区洋光台２丁目３番18―202号
破産者　淺野　雅隆
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１９６号
横浜市港南区野庭町627番地　野庭団地１棟129号
破産者　関澤　真紀
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５３５号
横浜市都筑区仲町台１丁目２番24―710号
破産者　水谷　輝之
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８１２号
横浜市中区本牧宮原６番３―301号
破産者　森田　真奈
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２４１号
新潟市秋葉区西古津16番１号　ドミール古津Ｃ205号、前住所新潟市東区本所１丁目９番34号
破産者　南　　誠
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３０号
新潟市中央区医学町通２番町10番地１　ダイアパレス医学町901号
破産者　土屋久美子
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３８８号
新潟市東区山木戸３丁目14番47号　セントラルきどＢ101
破産者　武田　千春
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８７号
新潟県柏崎市大字藤井812番地６
破産者　飛田　成雅
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第６６号
長野県飯田市虎岩125番地２
破産者　池田　善一
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第１８３号
静岡県沼津市東椎路1700番地の４、前住所静岡県三島市多呂238番地の５
破産者　小泉　允子
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２３３号
愛知県江南市赤童子町福住141番地
破産者　大島　浩一
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第６８号
滋賀県東近江市沖野２丁目14番30号　ヤングハイツ山形209号室
破産者　伊是名健司
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部